

結核定期健康診断実施報告 よくある御質問

栃木県保健福祉部感染症対策課 R6. 11. 22

Q1. パート職員は対象になりますか？
A1. 常勤・非常勤（派遣職員・パート・アルバイトなど）を問わず、業務に従事する全ての方が対象になります。 ただし、従業員が複数の事業所で勤務している場合には、主たる就業先で計上してください。 また、派遣職員の場合には、派遣元又は従業者本人に、結果の提出を依頼してください。
Q2. 採用時に健康診断書の提出があったため、定期健康診断の対象者としていない者がいます。この場合、受診者数に含めますか。
A2. 採用時から３か月以内に発行された健康診断で胸部エックス線等の診断結果が把握できるのであれば、受診者数に計上してください。
Q3. 夜勤の職員は労働安全衛生法に基づき、年２回健康診断を行っています。この場合、どのように報告すればよいですか。
A3. 対象者１人につき健康診断を２回実施した場合でも、受診者は１人と計上してください。
Q4. 年度途中で職員が辞めた場合、報告に含めますか。
A4. 健康診断実施時点で在籍していた対象者について、報告をお願いします。
Q5. 健康診断を受ける暇がない、長期休業中等の理由で受診できていない従業員がいます。この場合、報告しなくてよいですか。
A5. 健康診断の実施や受診は、感染症法上の義務です。事業所等の管理者の方は、対象者に対し、積極的な受診勧奨並びに結果の把握をお願いします。 なお、やむを得ず未実施の場合となる場合には、報告書に理由を記入してください。
Q6. 従業員がいない場合は報告不要ですか。
A6. 対象者０人で御報告ください。
Q7. 結核健診を住民健診や人間ドックなど、職場の定期健康診断以外の健康診断を受診した場合はどのように計上すればよいですか。
A7. 管理者が指定する日の３か月以内に実施されたもので、管理者が診断書や健診の内容を証明する文書にて結果を把握している場合に限り、計上することができます。 管理者の方は、文書にて結果を把握し、受診者数に計上してください。

Q8. 自施設が直接撮影・間接撮影のどちらかが分かりません。

A8. どちらか分からない場合は、間接撮影に計上してください。

直接撮影は、主に病院や診療所において利用されることが多い撮影方法です。デジタル撮影も直接撮影に含みます。

間接撮影は主に検診車で撮影されることが多く、学校や職場での集団健診によく利用される撮影方法です。